

表 彰 規 程

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、一般社団法人大阪府警備業協会（以下「本会」という。）定款第 4 条第 10 号の規定に基づく警備業に関する功労者等に対する表彰について、必要な事項を定めるものとする。

(表彰の種類)

第 2 条 表彰の種類は、次のとおりとする。

- (1) 警備業功労団体表彰
- (2) 警備業功労者表彰
- (3) 警備業教育関係等功労者表彰
- (4) 警備業協会運営功労表彰
- (5) 優良警備員表彰

(表彰の対象)

第 3 条 表彰の対象は、次のとおりとする。

- (1) 警備業功労団体表彰
多年にわたり警備業の健全な発展に積極的に取り組み、社会公共の安全の確保について顕著な業績のあった団体
- (2) 警備業功労者表彰
多年にわたり警備業の健全な発展に尽力し、社会公共の安全の確保について顕著な功績があった個人
- (3) 警備業教育関係等功労者表彰
多年にわたり警備員の教育又は災害時等における警察若しくは行政機関に対する支援・協力(支援・協力を行うための訓練を含む。)に係る活動(以下「災害時支援等活動」という。)に従事するなど警備業の健全な発展に顕著な功労のあった個人
- (4) 警備業協会運営功労表彰
本会の行う事業の推進に貢献するなど、本会運営の目的達成上、特に功労があった個人又は団体
- (5) 優良警備員表彰
警備員としての使命を自覚し旺盛な責任感と勤務意欲をもって職務遂行にあたり、警備業の信頼を高めた者

(選考基準)

第 4 条 表彰の選考基準は、次のとおりとする。

- (1) 警備業功労団体表彰
前条第 1 号に該当する者であって、次のすべての基準を満たすもの。
 - ア 設立後 10 年以上であること。
 - イ 雇用する警備員のうちから 5 分の 1 以上の警備員が「警備員等の検定に関する規則」(平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号)第 1 条に規定する合格証の交付を受けていること又は「災害時における交通の確保等の業務に関する協定」に基づく大警協安全活動協力隊員が 5 名以上委嘱されていること。
 - ウ 原則として、公安委員会の委託に係る警備員指導教育責任者講習等に講師を派遣していること。
 - エ 過去 1 年以内に警備業法違反による行政処分に処せられたことがなく、かつ、過去 10 年以内に罰

金の刑に処せられたことがないこと。

オ 法人の役員について、過去1年以内に警備業法違反による行政処分処に処せられたことがなく、かつ、過去10年以内に罰金刑以上の刑に処せられたことがないこと。

(2) 警備業功労者表彰

前条第2号に該当する個人であって、ア及びイの基準を満たすもの。

ア 警備業の健全な発展及び社会公共の安全の確保に貢献する活動に6年以上従事し、かつ、当該活動の円滑な推進に多大な貢献をしたと認められること。

イ 過去1年以内に警備業法違反による行政処分処に処せられたことがなく、かつ、過去10年以内に罰金刑以上の刑に処せられたことがないこと。

(3) 警備業教育関係等功労者表彰

前条第3号に該当する個人であって、ア及びイの基準を満たすもの。

ア 次のいずれかに該当するものであること。

(ア) 大阪府公安委員会の委託に係る警備員指導教育責任者講習等の講師として10年以上の経験を有し、かつ、当該講習の効果的实施に多大な貢献をしたと認められる者

(イ) 災害時支援等活動又は地域安全活動に10年以上従事し、かつ、当該活動の推進に多大な貢献をしたと認められる者

イ 過去1年以内に警備業法違反による行政処分処に処せられたことがなく、かつ、過去10年以内に罰金刑以上の刑に処せられたことがないこと

(4) 警備業協会運営功労表彰

前条第4号に該当する個人又は団体であって、次のいずれかに該当するものであること。

ア 本会役員の任務を全うし、退任した者

イ 本会の記念事業の推進又は社会貢献事業等に功績があった者

(5) 優良警備員表彰

ア 本会入会后1年以上の会員の警備員で、毎年3月末日に在籍する者のうち、過去1年間に次の各号の一に該当する者。

(ア) 同一会員会社に10年以上勤続した警備員で、平素の勤務成績が優秀で他の模範と認められる者。

(イ) 人命救助(自殺未然防止を含む。)、迷人保護等献身的な活動により顕著な善行又は功労者としてマスコミ等で報道され、若しくは官公署の長から表彰状又は感謝状を受けた者

(ウ) 犯罪・災害等を未然に発見防止し又は犯人を逮捕する等顕著な功績があり、官公署の長若しくは公共施設等の長から表彰状又は感謝状を受けた者

イ 優良警備員表彰については、1回限りの受賞とする。ただし、ア(イ)と(ウ)の事由による場合を除く。

(被表彰者の推薦と審査)

第5条 総務委員会は、選考基準に照らし、警備業功労団体表彰、警備業功労者表彰、警備業教育関係等功労者表彰、及び警備業協会運営功労表彰の候補者を毎年3月末日までに選考の上、理事会の承認を得る。

2 優良警備員表彰については、入会后1年以上の会員のうちから、優良警備員に該当する者を、表彰者推薦書(別記様式)により受け付け、総務委員会において、審査の上、5月末日までに理事会の承認を得る。

(表彰時期)

第6条 表彰は、毎年定時総会で行う。ただし、事案によっては、その都度行うことができる。

(表 彰)

第 7 条 表彰は、会長が行う。

2 表彰は、賞状又は感謝状を交付し、記念品等の副賞を付与することができる。

(表彰の取消)

第 8 条 表彰受賞対象者が、表彰前に受賞者としてふさわしくない行為があったときは、表彰を取り消すものとする。

(特 例)

第 9 条 この規程に定める表彰のほか、会長が、特に表彰を行う必要があると認めるときは、理事会の承認を得て表彰を行うことができる。

(細 則)

第 10 条 この基準に定めるもののほか、表彰の実施に関し必要な事項は、会長が定める。

(改 廢)

第 11 条 この規程の改廢は、理事会の決議を経て行うものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成 20 年 5 月 29 日から施行する。
- 2 この規程の一部を改正し、平成 24 年 4 月 1 日から実施する。
- 3 この規程の別記様式の一部を改正し、平成 25 年 4 月 1 日から実施する。
- 4 この規程の一部を改正し、平成 26 年 4 月 1 日から実施する。